令和８年度　歳末たすけあい義援金配分事業

１．目　　的：歳末たすけあい運動で集められた募金を活用し、生活が困窮している世帯へ配分することで少しでも安心して心温まる年末を過ごし、新しい年を迎えてもらうことや地域の中でも孤立せず暮らせるよう、必要に応じて支援を継続していけるよう実施する。

２．主　　催：社会福祉法人浦添市社会福祉協議会

３．協　　力：浦添市民生委員児童委員連絡協議会

４．配 分 内 容：現金及び物品（歳末たすけあい募金等を活用し、今年度予算の範囲内とする）

５．対 象 世 帯：配分対象とする世帯は下記の全てに該当する世帯とする。

（１）浦添市に在住し、生活が困窮している世帯。（但し生活保護世帯は除く）

（２）「令和８年度歳末たすけあい義援金配分対象世帯人員の収入目安額表」別表１による世帯人員に対する下限額と上限額の範囲内の世帯とする。

＊この基準によりがたい世帯については、困窮世帯の状態の内容を踏まえ歳末たすけあい義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）にて審議、決定する。

６．申　　請：関係相談機関の担当者は、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会　ふれあい福祉相談センターに下記の書類を揃え、申請する。

（１）令和８度　歳末たすけあい義援金配分申請書（様式１）

（２）令和８度　歳末たすけあい義援金配分における意見書（様式２）

７．受 付 期 間：令和８年１０月２６日（月）～１１月１３日（金）　１７：００まで

８．決定と通知：歳末たすけあい義援金配分金事業実施要綱に基づき、設置された委員会にて申請書等を基に審査を行い、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会会長より申請者へ決定内容を通知する。

９．受 け 渡 し：配分決定した義援金または食料品の受取は、原則申請者又は同世帯者が行う。但し、本人等の受取が難しい場合は、相談のうえ民生委員児童委員の代理受取を可能とする。

10. 受 渡 期 間：令和８年１２月２０日（日）１３：００～１７：００
令和８年１２月２１日（月）・２２日（火）１０：００～１７：００

11. 受 渡 場 所：浦添市社会福祉センター　１Ｆ　ふれあい福祉相談センター

12. 広　報　等：（１）浦添市社会福祉協議会ホームページにて広報
（２）市内の関係機関、団体等へ情報提供を依頼
①浦添市民生委員児童委員連絡協議会の定例会等
②自治会長会の定例会等
③行政機関（福祉保健部、こども未来部の窓口）
④相談機関（障がい者委託相談支援事業所、地域包括支援センター）
⑤福祉団体（浦添市母子寡婦福祉会、浦添市身体障がい者福祉協会）
⑥その他、社協会長が認める機関

13. 申請先及び問い合わせ：
住所：浦添市仲間１－１０－７（浦添市社会福祉センター内）
電話：０９８－８７０－１３３３
担当：砂川、與那城

歳末たすけあい義援金該当世帯人員の収入目安額

※対象世帯：下限額と上限額の範囲内の世帯が対象となります。　（単位：円）

世帯人員		１名	２名	３名	４名	５名	６名	７名	８名
基準額	下限額	87,000	129,000	157,000	194,000	227,000	257,000	300,000	320,000
	上限額	135,000	199,000	244,000	300,000	351,000	397,000	465,000	495,000

＊本表の基準額の下限額は年間総所得の１２分の１に相当する額が、生活保護基準の約１．１倍程度、上限額については約１．７倍程度を目安額とする。

＊この基準によりがたい世帯については、民生委員児童委員の所見等を考慮することができる。